

郵便受取サービス業者における疑わしい取引の参考事例

平成 20 年 2 月 1 日
商務情報政策局サービス産業課

1. 郵便受取サービス業の範囲

郵便受取サービス業は、法第 2 条第 2 項第 38 号に規定されており、具体的には、以下の 3 つの全てのサービスを提供する事業者を指します。

- ① 自己の居所又は事務所の所在地を、顧客が郵便物の受取場所として利用することを許諾している
- ② 顧客に代わって、顧客あての郵便物を受け取っている
- ③ 受け取った郵便物を顧客に引き渡している

2. 疑わしい取引に該当する可能性のある取引の類型

以下の事例は、郵便受取サービス業者が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第 9 条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他郵便受取サービス業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を総合的に勘案して郵便受取サービス業者において判断する必要があります。

したがって、これらの事例は、郵便受取サービス業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものですが、これらの事例に形式的に合致するものがすべての疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、郵便受取サービス業者が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意を要します。

なお、届出にあたっては別紙様式 (PDF) をご利用願います。

- 1 顧客が会社等の実態を仮装する意図でサービスを利用するおそれがあり、それがマネー・ロンダリングやテロ資金等の犯罪収益の供与に用いられるであろうことが、うかがわれる取引。
- 2 顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いが生じたため、真の受

益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。

- 3 同一名義人である顧客が複数の法人名義で郵便受取サービス契約を希望する取引
- 4 顧客に対して、頻繁に多額の金銭が送付された取引
- 5 顧客あてにヤミ金融業者やペーパーカンパニーと思われる営業名称で現金書留や電信為替での送金があった取引
- 6 顧客が架空名義又は借名で契約をしている疑いがある取引
- 7 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引
- 8 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引
- 9 職員の知識、経験等から見て、契約事務の過程において不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引
- 10 犯罪収益移転防止管理官（※）その他の公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引
（※）警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止管理官（JAFIC）